

会 議 記 録

名 称	第2回 中央区子ども・子育て会議	
開催年月日・場所	平成26年7月4日（金）18：30～ 中央区役所8階 第1会議室	
出席者	委 員	西郷泰之（会長）、山本真実（職務代理者）、小森信政、塙佳生、佐久間貴子、村田美緒、鈴木和子、箕輪恵美、酒井寛昭、高橋真規子、鹿子木亨紀、大石俊美、鈴木英子、加藤恵子、薩埵稔、箱守由記、平林治樹、和田哲明、坂田直昭
	区側出席者	福祉保健部子育て支援課長 福祉保健部子ども家庭支援センター所長 福祉保健部日本橋保健センター所長 教育委員会事務局庶務課長、学務課長、指導室長 福祉保健部子育て支援課子育て施策推進主査
配布資料	〔事前配布資料〕 資 料 1 教育・保育の量の見込みに対する確保方策について 資 料 2 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について 資 料 3 保育の必要性の認定に関する基準（案）について ＜その他＞ 参考資料 保育需要量の算出について 新川学童クラブ利用児童募集案内 〔当日配布資料〕 1 中央区子ども・子育て支援事業計画（仮称）における確保方策について（子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）より） 2 地域型保育事業について 3 内閣府令 第四十四号（子ども・子育て支援法施行規則）	
議事の概要	1. 開 会 2. 議 題 （1） 幼児期の学校教育・保育の確保方策について （2） 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について （3） 保育の必要性の認定に関する基準（案）について （4） その他 3. 閉 会	

第2回 中央区子ども・子育て会議 会議録（要旨）

平成26年7月4日（金）

午後6時半～

中央区役所8階第1会議室

1. 開会

委員出欠と配付資料について説明が行われた。

また、議題に入る前に、参考資料（保育需要量の算出について）について説明が行われた。

2. 議題

（1） 幼児期の学校教育・保育の確保方策について

事務局より当日配布資料1及び資料1について説明。

鹿子木委員

平成29年度までに多くの認可保育所を整備する必要があると感じた。なかでも日本橋地域で平成27年度に認可保育所が2箇所必要ということだが、来年度に開設するとなると間に合うのか、あてはあるのかが知りたい。

事務局（子育て支援課長）

今年度の補正予算に経費を計上する予定で、平成27年度の開設に間に合うよう事業者から提案を受けている。それ以外にも事業者と話し合っている件もあり、区としても前倒しできるものについては前倒ししていきたい。

鹿子木委員

その2箇所を開設してもまだ需要量には足りないということなので、できることは前倒しで進めてほしいと考えている。

大石委員

資料1を見ると、3、4、5歳児の定員に余裕があるように見えるが、人口推計を5歳刻みで行っていることの影響か。

事務局（子育て支援課長）

人口推計の影響もあるが、3歳児意向の保育ニーズが伸びている現状もあり、0、1、2歳を小規模保育所だけでできるのかというと現実には難しい点もあるので、基本的に5歳児まで入園できる保育所の整備を考えると、どうしても3、4、5歳児についてはかなり余裕があるように見えてくる。

高橋委員

民間事業者の参入という点で、平成27年度、28年度に認定こども園などの教育施設の開設は把握しているか。

事務局（子育て支援課長）

事業者の考えもあると思うが、現在区ではこども園を開設できる場所がなかなかない。こども園を開設するとしても保育所型になる。幼保連携型を新たに開設することは事業者として難しいと思う。

鈴木（和）委員

これだけの数の保育所を作る財源の確保も厳しい。何より土地があるかどうか。ビルの中に保育園という形態になると思うが、園庭も必要だし、近くにすぐ行ける公園等の配慮があると良い。

西郷会長

確保の方策について異議はあるか。

（異議なし）

西郷会長 当日配布資料の1「中央区子ども・子育て支援事業計画（仮称）における確保方策について（子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）より）」は事務局が作成したものか、区の内部の会議でまとめたものか。

事務局（子育て支援課長） 計画の確保方策を立てるにあたって区で作成した。国の基本指針に基づき区の方針を示したものである。

（2） 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について

事務局・各担当課長より資料2の各事業について説明。

箱守委員 ファミリー・サポート・センター事業について、平成21年度から25年度にかけて利用件数が減少している。今、利用目的として、保育所・幼稚園の送迎・その後の預かりよりも習い事の援助が増えてきている状況があるが、送迎の利用が減っているのは保育所等の延長育等が整備されてきていることが大きいととらえている。量の見込みでは今後利用者数は増加していくと推計しているが、この点はどのように考えているのか。

事務局（子ども家庭支援センター所長） 資料2 P.16 の通り、実績値としては減少しているが、それでも年間4,500件近くの利用があり、サービスとしては定着してきている。延長保育等の影響もあると思うが、もう少し分析していきたい。

高橋委員 幼稚園の預かり保育に関し、地域全体ではニーズの見込みをカバーしているという話もあったが、預かり保育とプレディは、授業が終わってから実施校または実施園までの移動という点で、特に幼稚園児は送迎が必須だと思う。現状定員ちょうどぐらいの利用状況だと、他校・他園から受け入れはできないかと思う。地域全体で預かり保育への支援を考えると、ファミリー・サポート・センターの利用は必要になっていくと思っている。

事務局（学務課長） 預かり保育を実施している幼稚園の送迎の必要性についてのご意見だととらえているが、預かり保育をご希望される方は入園時に実施園に移られている。この仕組みを継続していきたいと考えている。

箱守委員 通園区域を越えるようなかたちで現実的に可能になっていると認識してよいのか。

事務局（学務課長） 本来通っていただく園ではなく、保護者自身で預かり保育実施園への入園を希望できる仕組みになっている。

鹿子木委員 病児保育事業について、施設型3所のほかに、ベビーシッターや訪問型病児保育サービス等の利用料の助成を検討してほしい。23区では導入済みの区もある。訪問型のサービスは利用料が高いため、助成していただくと使いやすくなる。保護者としては選択肢が増え、病児保育のキャンセル待ちも減らせる可能性がある。

事務局（子ども家庭支援センター所長） 他区の例では、施設型が保育所1か所のみで、それを補完する仕組みとして利用料助成を導入している。様々な手法があると思うが、中央区では地域ごとに施設での対応が定着してきているため、現行の形態で事業を継続していきたいと考えているが、利用料助成の仕組みについても勉強していく。

鈴木（英）委員 病児保育事業について、サービスの利用方法が区民に浸透していないと感じている。他の自治体ではファミリー・サポート・センターで病児・病後児を預かっているところもある。そういう対応も考えれば、もう少し病児保育の需要に応えられるのでは。

事務局（子ども家庭支援センター所長） ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児預かりについては、社会福祉協議会と相談しているが、必要な研修を各会員に受けてもらえるかどうか等、現行の体制では実施は難しいと考えている。わかりやすい利用申込方法や周知の仕方を検討しながらやっていきたい。

（西郷会長、中座。以降山本職務代理者により議事が進行。）

山本職務代理者 病児保育事業について、国の方針に基づきアンケートから出した需要量とそれに対する確保方策を出すことで問題ないと思うが、保護者として実際は、使い勝手が悪いとか家で代わりに看病してもらえると安心できるなど、サービスに関するさらなる要望もあると思う。計画策定に向けて、アンケートの結果としてのボリュームだけでなく中身についても見ていくという視点も持っておくべきではないか。

一時預かりや延長保育のスポット利用等も、利用の仕方では使い勝手が悪いということはあると思うので、これも内容を丁寧に拾っていく機会を持つことも必要かと思っている。

大石委員 学童クラブ分の確保を考えると、プレディの確保量はこれで合意するしかないと思っているが、プレディは自由参加型で、学童クラブとは性質も違い、管理体制の問題も出てくると思うので、学童クラブを増やす方策も進めてほしい。プレディのおやつ提供等については、学童クラブのように父母会がしっかり運営するのが難しいところもあるのでフォローがあるとよいと感じている。

山本職務代理者 学童クラブとプレディの連携について、どう連携するのか等検討する必要があると思う。確保の方策については異議がなければこの方向性で進めることとする。

（異議なし）

(3) 保育の必要性の認定に関する基準(案)について

事務局より資料3、当日配布資料3について説明。

鹿子木委員

資料3の中央区保育所入所選考基準【現行】について、夫婦共フルタイムで働いていて20点だったが、第2子を妊娠し出産前後の休養をとったことで選考指数が16点に下がり、入れなくなってしまった知人がいる。内閣府令(国の規則)を見ると、妊娠中の人が不利になることはないだろうと思うが、今後選考基準表の中身が精査されるということか。

事務局(子育て支援課長)

基準の運用については各自治体に任されている部分があり、見直しを進めている。今までの基準が果たして良いのか、という問題もあるので、今後整理していきたい。

山本職務代理者

自治体によって、若干指数表の点数部分が違うこともあるが、現状をみて明らかにどうかと思う点については議論を重ねて指数の設定を検討していくべきだと考えている。

佐久間委員

資料3P.2の⑨育児休業取得時に既に保育を利用している子どもの継続利用について、継続利用が必要な期間とはどのような内容なのか。

事務局(子育て支援課長)

復職を前提に考えている。2人目を出産した後に仕事を辞めた場合、必要である期間が途切れることになるので、その場合は退園していただくことになる。上の子が2歳のときに下の子が生まれて、育児休業を取得して、3歳で退園させると、復職時に上の子だけでなく下の子も入れないという状況もあり得るので、そのような場合は復職することがわかっているのに退園せずそのまま在園できるという形をとる。

佐久間委員

休業期間中は特に定めはなく、育児休業中は通園できるということか。

事務局(子育て支援課長)

これまでは1歳になった年の年度末までということで一律で区切っていたが、今回の国の規則の趣旨を踏まえ、見直していこうと考えている。

大石委員

この条例が平成27年度から施行されるということだが、定員が拡大していない27年度では、必要な期間だけ継続利用できるとなると、入りたくても入れない人が出るのではないか。

事務局(子育て支援課長)

現在の要件だと、1歳到達時の年度末で一律に区切っているのが、これは国の規則の「必要な期間」というところを下回ってしまう。国の基準を下回ることはできないので区としても見直さなければいけないと考えている。

山本職務代理者

国の基準を下回ることはできないということなので、何人かは入れない人が出てくるかとは思いますが、基本的にはそれほど枠が狭まるということはないので問題はないと思う。

今回の保育の必要性の認定に関する基準については、お認めいただいたということでよろしいか。

次回の会議では、地域型保育事業の認可基準などについて議論をしていきたい。

(4) その他

次回は、8月1日(金)18:30から、場所は区役所8階第1会議室での開催を予定している。

3. 閉会

山本職務代理者から閉会の宣言を行う。